

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和 3 年 3 月 30 日

新潟市監査委員 高 井 昭一郎
 同 伊 藤 秀 夫
 同 風 間 ルミ子
 同 竹 内 功

監査結果等に基づく措置

令和 2 年度第 1 期財政援助団体等監査結果報告（令和 3 年 1 月 14 日 新監査公表第 9 号）分

頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等
6	公益財団法人新潟ミートプラント・農林水産部食と花の推進課	<p>(3) 意見（一部抜粋）</p> <p>本監査において団体の経営状況及び財政状態を確認し、以下の意見を付した。</p> <p>財団はこれまで県内では最大規模のと畜を行うとともに、市内外への食肉の供給に大きく貢献してきた。しかし、全国的な傾向として国内のと畜頭数は減少しており、財団は収益の減少等による経営悪化に対応するため、平成 30 年度に解体手数料の値上げを実施した。同年度以降の経営状況は黒字となつてはいるものの、中長期的に見れば今後も引き続き厳しい状況が見込まれることから、財団には、更なる経営改善が求められる。</p> <p>一方、食肉センターは稼働を開始してから既に 28 年目を迎えており、施設や設備の老朽化に伴う修繕費の増加が財団の経営を圧迫している。加えて、国のフロンガス規制に伴い、食肉センターで冷媒として使用しているフロンガスの生産が、令和元年 12 月をもって終了し、フロンガスの調達には、今後さらに困難となるおそれがある。これらが要因となって食肉センターの運営に支障が出れば、市民生活にも重大な影響を及ぼしかねない。また、施設設置者である本市は「環境モデル都市」を標榜し、温室効果ガスの削減に向け率先して取り組んでおり、厳しい財政状況ではあるものの、速やかに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>今や県内全域が一つの食肉流通圏といえ、本市の食肉センターの役割は本市に限った話ではなくなつてきている。課題の解決に向けては、県や業界関係者などと将来を見据えたと畜場のあり方について議論を深めていかなければならない。関係者間で課題を共有し、共に連携することで、今後も市民に安心・安全な食肉を安定的に供給できる持続可能な体制が構築されることを望むものである。</p>	<p>【新潟ミートプラント】</p> <p>経営改善においては、令和 2 年度に策定した令和 5 年度までの「（公財）新潟ミートプラント令和中期計画」に基づき、退職者再雇用の積極的活用等により人件費を抑制しながら、利用者にはと畜頭数の増加を働きかけ収入の増加を目指します。</p> <p>【食と花の推進課】</p> <p>施設老朽化への対応として、現在施設の維持補修計画の作成に取り組んでおり、維持補修の効率化・平準化を図りながら必要な対策を講じてまいります。</p> <p>また、冷凍冷蔵設備の改修については、将来の見通しを反映した適正な規模と方法を見定め、できるだけ早期に改修できるよう関係者と調整を進めてまいります。</p> <p>最後に、今後の県内におけると畜場のあり方については、県も含めた関係者と検討を行っており、安心・安全な食肉の安定供給を継続していけるよう、今後も引き続き議論を進めてまいります。</p>